

川越市告示第594号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の施設に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月4日

川越市長 森 田 初 恵

1 施 設

川越駅東口公共地下駐車場

2 受 注 者

埼玉県川越市菅原町23-1

株式会社日本環境ビルテック埼玉本社      社長      山田 あゆみ

3 指定公金事務取扱者に取り扱わせる歳入等又は歳出

川越駅東口公共地下駐車場に係る使用料の収納事務

4 指 定 日

令和8年10月1日